

第 461 回石川地方最低賃金審議会

令和 8 年 3 月 11 日（水） 13 時 30 分から
金沢駅西合同庁舎 6 階 共用第 1 会議室

次 第

1 開会

2 議題

（1）令和 8 年度 特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向確認について

（2）その他

・令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況ほか

3 閉会

【資料目次】

- 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明（写） 1
 - 【参考資料】 特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数 7
 - 【参考資料】 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出 8
 - 【参考資料】 特定最低賃金とは 9
 - 【参考資料】 令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果 10
- 令和7年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況 11
 - 【参考資料】 石川県最低賃金額の推移 12
- 令和7年度 最低賃金の周知・広報活動状況 13
- 令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ 18
 - 【参考資料】 令和8年度当初予算案における業務改善助成金の拡充 19
- 第72回 中央最低賃金審議会、
第1回 目安制度の在り方に関する全員協議会【抜粋資料】 20

特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明（写）

- 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網・網地製造業最低賃金

【U Aゼンセン石川県支部】

- 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

【J A M北陸】

- 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

【全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会石川地方協議会】

- 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

【J A M北陸】

- 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

【U Aゼンセン石川県支部】

令和8年2月12日

石川労働局長
八木 健一 殿



石川県特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明

石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の金額改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金改正の件名
石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金
2. 申出の理由等
石川県内の綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改定決定を求めるものである。
3. 申出の時期
令和8年7月末

以上



2026年2月17日

石川労働局長
八木健一 様

J

中町ソ82-
吉田貴

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金に関し、下記の理由により金額改正について申出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

2. 適用する使用者

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金を営む使用者

3. 申出の理由

申出産業における労働者の賃金格差が存在することと、企業の公正競争を確保する観点から、15条の1項の規定に基づき現行最低賃金を適正水準へ改正するよう求めます。

4. 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃片付けの業務に主として従事する者
- (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者

5. 適用する労働者の人数

28,276名

6. 申出の時期

2026年7月末までに必要書類を添付し申し出を行ないます。



以上

令和8年2月20日

石川労働局長
八木 健一様

全日本電機工業会 関連産業
労働組合 地方協議会
議

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金に関し、下記のとおり金額改正について申し出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

2. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定をもとめるものである。

3. 適用する者

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者

4. 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3)清掃片付けの業務に主として従事している者
- (4)手作業により又は手工具、小型手持動力機もしくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線かしめ、取り付け、包装または箱詰めの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

5. 適用する労働者の人数 12,336名

6. 申出の時期

令和8年7月31日までに必要書類を添付し申し出を行います。



以上

2026年2月17日

石川労働局長
八木健一 様

J

中町ソ82-1
吉田貴

石川県特定最低賃金の改正に関する申出意向について

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金に関し、下記の理由により金額改正について申出る意向を表明いたします。

記

1. 最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
2. 適用する使用者
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者
3. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
4. 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者
 - (3) 清掃片付けの業務に主として従事する者
 - (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
5. 適用する労働者の人数
3,824名
6. 申出の時期
2026年7月末までに必要書類を添付し申し出を行ないます。

以上

2



令和8年2月12日

石川労働局長
八木 健一 殿

U
支

石川県支部
葉 宏

石川県特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金に関し、下記のとおり金額改正について申し出ることを表明いたします。

記

1. 特定（産業別）最低賃金改正の件名
石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
2. 申出の理由等
石川県内の百貨店、総合スーパーマーケットにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
3. 申出の時期
令和8年7月末

以 上



令和7年度特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

		適用使用者数 (人)	適用労働者数(人) (年齢、業務等による適用除外 労働者数を除く)	
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金	69	2,513	E110 E1114、E1115、E1116 E1119 E114(E1144・E1145除く) E1151、E1152、E1153
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,010	28,276	E240、E245(E2453除く) E248、E249(E2499の一部除く) E25(E251・E2532の一部・E2535除く) E26(E2611の一部・E2621の一部・E2635の一部除く) E290、E291、E292(E2922の一部除く)
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	96	12,336	E28 E290 E293 E296 E30
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	66	3,824	E310 E311 E3191
5	石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	17	2,771	I560(I561、I562に限る) I561 I562

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの()

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

改正・廃止する場合の申出の要件

基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること
労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること
労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

改正・廃止する場合の申出の要件

企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)

適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1 / 3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

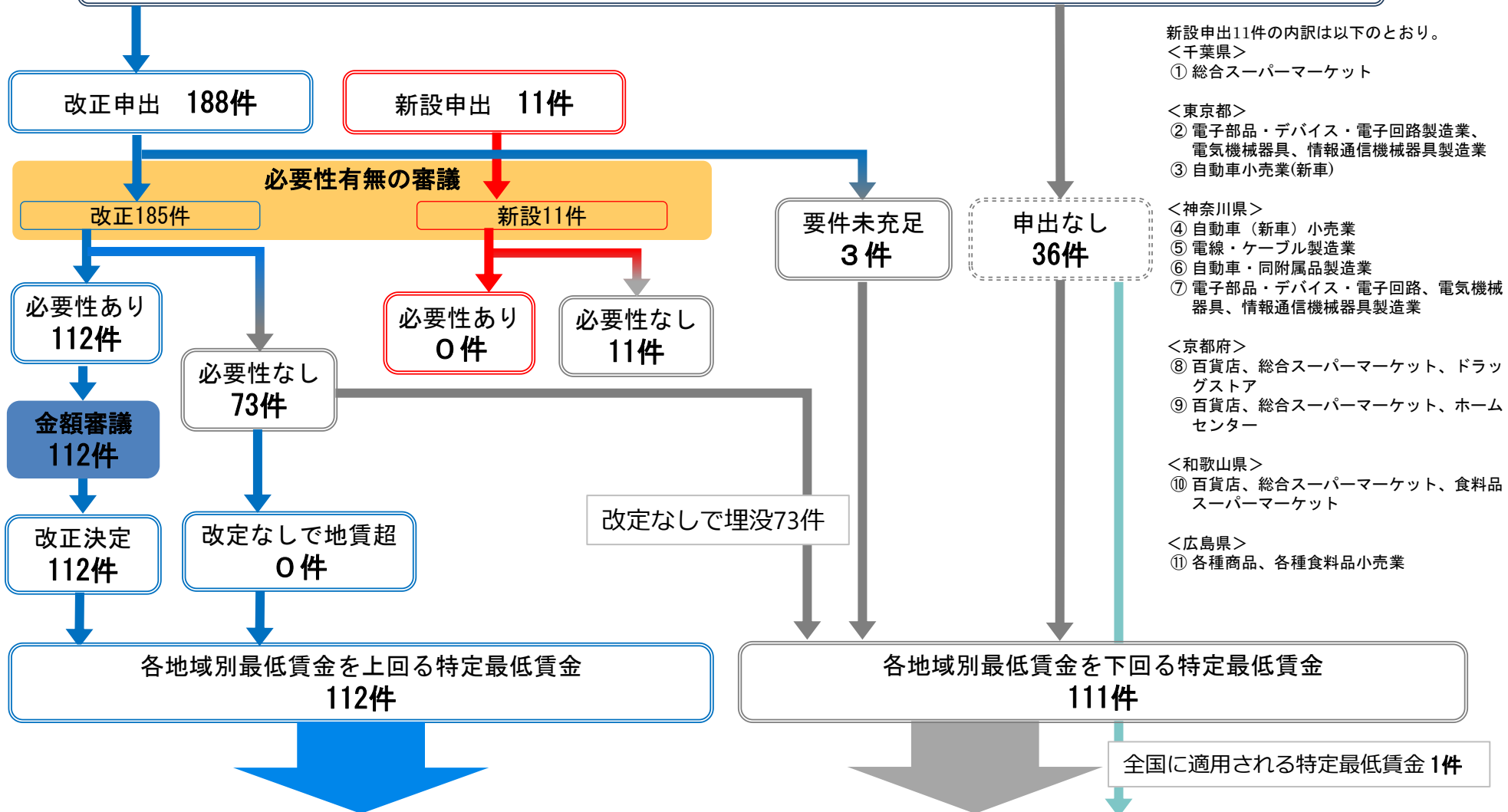
◆ 特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用
- ▶ 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
※法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない（法第16条）
※申出後の調査審議の途中で、申出内容における決定又は改正額が地域別最低賃金を下回った場合についても、決定又は改正はできない
- ▶ 労働協約ケースにおける特定（産業別）最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定はできない
※公正競争の場合も、労働協約ケースとの均衡に鑑み、同様の取り扱いとなる
- ▶ 改正の申出については、概ね7月末を目途に⁹

令和7年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産別最低賃金2件)



- 新設申出11件の内訳は以下のとおり。
- <千葉県>
 - ① 総合スーパーマーケット
 - <東京都>
 - ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - ③ 自動車小売業(新車)
 - <神奈川県>
 - ④ 自動車(新車)小売業
 - ⑤ 電線・ケーブル製造業
 - ⑥ 自動車・同附属品製造業
 - ⑦ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - <京都府>
 - ⑧ 百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
 - ⑨ 百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター
 - <和歌山県>
 - ⑩ 百貨店、総合スーパーマーケット、食品スーパーマーケット
 - <広島県>
 - ⑪ 各種商品、各種食品小売業

令和8年3月末日時点の特定最低賃金
224件 (うち旧産別最低賃金2件)

令和7年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況

		月日	審議事項			月日	審議事項
石川地方最低賃金審議会（本審）	第457回	7月10日（木）	・会長及び会長代理の選任 ・運営規程 ・石川県最低賃金の改正諮問 ・専門部会の設置	石川県最低賃金専門部会	第1回	8月1日（金）	・部会長及び部会長代理の選出 ・関係労使の意見聴取 ・石川県最低賃金の改正金額について
	第458回	8月1日（金）	・賃金改定状況調査報告 ・最低賃金基礎調査報告		第2回	8月6日（水）	・最低賃金金額改定の目安について ・改正審議
	第459回	8月12日（火）	・石川県最低賃金の改正答申		第3回	8月7日（木）	・改正審議
	第460回	8月28日（木）	・改正決定の異議申出について ・石川県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について		第4回	8月8日（金）	・改正審議
	第461回	令和8年 3月11日（水）	・石川県特定最低賃金改正申出の意向確認		第5回	8月12日（火）	・改正審議 ・部会結審

		月日	審議事項			月日	審議事項	
小委員 運 営 会	第1回	8月21日（木）	・石川県特定最低賃金の改正決定の必要性について	石川県特定（産業別）最低賃金専門部会	機・自 同 部 会	第1回	10月15日（水）	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程 ・改正審議 ・部会結審
						電機部会	第1回	10月15日（水）
					百貨店部会	第1回	10月3日（金）	・部会長、部会長代理の選任 ・運営規程 ・改正審議
						第2回	10月7日（火）	・改正審議
						第3回	10月24日（金）	・改正審議 ・部会結審

石川県 最低賃金額の推移(平成23年度～令和7年度)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域別最低賃金	石川県最低賃金	687	693	704	718	735	757	781	806	832	833	861	891	933	984	1,054	
	引上額(円)	1	6	11	14	17	22	24	25	26	1	28	30	42	51	70	
	引上率(%)	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11	
	目安額	1円	4円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず	28円	30円	40円	50円	63円	
	発効年月日	H23.10.20	H24.10.6	H25.10.19	H26.10.5	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7	R4.10.8	R5.10.8	R6.10.5	R7.10.8	
特定(産業別)最低賃金	綿紡績等 ※1	時間額(円)	718	721	726	735	745	758	782	(石川県最低賃金適用)							
		引上額(円)	2	3	5	9	10	13	24								
		引上率(%)	0.28	0.42	0.69	1.24	1.36	1.74	3.17								
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31								
	機械器具等 ※2	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000	1,040	1,090
		引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	20	2	24	25	29	40	50
		引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.27	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00	4.81
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31
	自動車等 ※3	時間額(円)	815	820	826	836	849	863	880	900	920	922	946	971	1,000	1,040	1,090
		引上額(円)	4	5	6	10	13	14	17	20	20	2	24	25	29	40	50
		引上率(%)	0.49	0.61	0.73	1.21	1.56	1.65	1.97	2.27	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00	4.81
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R3.1.10	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31
	電子部品等 ※4	時間額(円)	758	763	770	781	795	810	826	847	868	870	896	923	963	1,008	1,064
		引上額(円)	4	5	7	11	14	15	16	21	21	2	26	27	40	45	56
		引上率(%)	0.53	0.66	0.92	1.43	1.79	1.89	1.98	2.54	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67	5.56
		発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31
百貨店等 ※5	時間額(円)	770	775	781	790	800	811	820	840	860	865	890	915	950	994	1060	
	引上額(円)	4	5	6	9	10	11	9	20	20	5	25	25	35	44	66	
	引上率(%)	0.52	0.65	0.77	1.15	1.27	1.38	1.11	2.44	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63	6.64	
	発効年月日	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31	R7.12.31	

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

※2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

※3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

※4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

※5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

令和7年度 最低賃金の周知・広報活動状況

石川労働局 労働基準部 賃金室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 広報誌への掲載依頼による広報状況 ポスター・リーフレットの配布による広報状況

広報誌への掲載依頼による広報（県及び市町以外はHPも含む）

- ◇ 9月（地域別最賃）及び12月（特定最賃）に、県内の主要な労使団体（7団体）へ労働局長が直接訪問し、周知・広報を依頼。
- ◇ 最賃改定のプレスリリースは、地域別最賃、特定最賃、いずれも公示日前に実施して、最低賃金引上げ支援策（賃上げ支援助成金パッケージ）の利活用を周知。

	地域別最低賃金		特定最低賃金		備考
	依頼件数	掲載	依頼	掲載	
広報依頼					
合計	446	55	120	25	
①石川県	1	1	1	1	
【参考】（ホームページ掲載）		1		1	
②市町	19	17	19	13	金沢市広報誌なし
【参考】（ホームページ掲載）		19		15	穴水町はHPのみ
④労働基準協会	13	5	13	3	
⑤労働団体	5	2	5	2	
⑥使用者団体	96	8	8	2	
⑦教育機関	41	/	0	/	
⑧その他	271	2	74	0	15署所含む
プレスリリース					
合計	14	4	14	2	
①新聞	9	4	9	2	全国紙+地方紙
②テレビ・ラジオ	5	/	5	/	

※掲載はいずれも確認できたもののみ。

ポスター・リーフレットの配布による広報

- ◇ 地域別最賃の改正発効日（10/8）に、金沢駅前で労働局長がリーフレットを配布。
- ◇ 9月（ポスター、リーフレット（本省版））及び12月（リーフレット（石川局版））に、各種団体等へ配布。
- ◇ 併せて、賃上げ支援助成金パッケージのリーフレットも配布し周知。

	ポスター		リーフレット（本省版）		リーフレット（石川局版）	
	配布先数	配布枚数	配布先数	配布枚数	配布先数	配布枚数
合計	446	512	446	4,645	194	8,610
国の行政機関（15署所含む）	27	31	27	2,010	20	310
石川県	1	1	1	5	1	100
市町	23	23	23	115	19	1,000
労働基準協会等	17	17	17	580	14	2,800
労働団体	5	44	5	25	5	620
使用者団体	96	96	96	480	96	2,560
教育機関	41	53	41	205	0	0
その他	236	247	236	1,225	39	1,220
「その他」…各商工会議所、各商工会、外国人技能実習生第1次受入団体、事務組合、市町村施設、金融機関など						

その他

- ・金沢駅西合庁正面ロータリーに県最賃額を掲示（QRコード付き）
- ・局署使用封筒に
県最賃額をゴム印で表示
- ・最低賃金PR入りの伝言メモ帳、ウェットティッシュを作成し配布
- ・石川労働局ホームページ、及び石川労働局 X（旧ツイッター）へ掲載、投稿

2.最低賃金改正の広報・周知活動

石川県最低賃金、特定最低賃金改正のプレスリリース



労働局長が訪問し、関係労使7団体へ周知要請



◆金沢駅西合同庁舎玄関ロータリー前に広報用看板を設置



◆最低賃金周知活動 改正発効日にあわせ、労働局長が街頭宣伝（10/8 金沢駅前）



◆本省作成のポスター・リーフレットの他、石川局版（県最賃と特定最賃を記載）のリーフレットなどを作成し、関係各所に配付



◆最低賃金周知用品 伝言メモ帳、ウェットティッシュを制作、配付

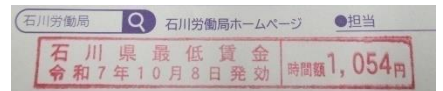


連合石川のキャンペーンに参画（10/10 金沢近江町市場前）



石川県内の最低賃金	
最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。	
※最低賃金は、パート・アルバイト労働者にも適用されます。 ※最低賃金は、労働者派遣事業（労働者派遣）に適用されません。 ※最低賃金は、労働者派遣事業（労働者派遣）に適用されません。	
石川県最低賃金	1,054円
◆特定最低賃金（特定の労働者に適用される）	
適用労働者	適用賃金
1. 一般機械	1,090円
2. 自動車	1,090円
3. 電気機械	1,064円
4. 百貨店	1,060円

◆労働局、監督署、安定所の封筒に最低賃金額をゴム印で表示



3.最低賃金引上げ支援策の周知

◆国（厚生労働大臣）への支援要請

◆重点支援地方交付金の拡充 中小・小規模事業者の賃上げ環境 整備支援のメニューが追加

重点支援地方交付金の拡充

● 物産展が継続する中、地方公共団体が地域の活性化に生活者・事業者の支援を行うよう、重点支援地方交付金の取組を強化してまいります。中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備メニューを追加するなど、重点支援メニューを提示

重点支援地方交付金

● 重点支援メニューの拡充
 ○ 重点支援メニューの拡充
 ○ 重点支援メニューの拡充

● 重点支援メニューの拡充
 ○ 重点支援メニューの拡充
 ○ 重点支援メニューの拡充

◆審議会長と労働局長が石川県庁へ訪問し、知事に中小・小規模事業者への支援と、賃上げできる環境整備について要請



◆第1回政労使会議開催（9/3） 9月補正予算に緊急対策パッケージ （10.5億円）が予算計上

【石川県】最低賃金の引き上げの対策

○ 過去最大となる70円引上げのため、1,654円とするが決定（10/10時適用予定）
 ○ 最低賃金の引上げは、賃金水準の底上げや、人材確保の観点から重要である一方で、事業者にとって大きな負担となるため、県として最低賃金の引上げに理解を促す

① 今年度の引上げに理解を促すための支援
 ○ 事業者への理解促進
 ○ 賃上げの準備支援

② 今年度の引上げに理解を促すための支援
 ○ 賃上げの準備支援
 ○ 賃上げの準備支援

◆第2回政労使会議開催（12/23） 県支援制度が拡充 （厚生労働大臣政務官も出席）

県内中小企業の皆様へ

最低賃金引き上げへの県支援制度のご案内

賃上げに向けた取組を強化し、賃上げを支援する。賃上げを支援する。賃上げを支援する。

対象要件
 ○ 対象要件
 ○ 対象要件

補助率
 上限 **600万円**
 (下限: 30万円)

労使団体へ最低賃金の周知とともに、最低賃金・賃金引上げ支援策（賃上げ支援助成金パッケージ）の周知についても要請



賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業主が業務改善を行うことで、賃上げを促進する。業務改善を行うことで、賃上げを促進する。

キャリアアップ助成金

賃上げを促進する。キャリアアップを促進する。キャリアアップを促進する。

働き方改革推進支援助成金

働き方改革を推進する。働き方改革を推進する。働き方改革を推進する。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。賃金引上げに向けて、是非ご利用ください。

業務改善助成金

業務改善を行うことで、賃上げを促進する。業務改善を行うことで、賃上げを促進する。

キャリアアップ助成金

賃上げを促進する。キャリアアップを促進する。キャリアアップを促進する。

IT導入補助金

IT導入を行うことで、業務効率を向上させる。IT導入を行うことで、業務効率を向上させる。

省力化投資補助金

省力化を行うことで、コストを削減する。省力化を行うことで、コストを削減する。

◆使用者団体へ メルマガによる周知を依頼

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

◆地方自治体へ 業務委託時における最賃改正への 配慮を要請

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

労使関係者へのお知らせ

4.最低賃金引上げ支援助成金の申請件数

業務改善助成金

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

業務改善助成金は、事業場内で最低賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上を図る設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画 + **設備投資等の計画** → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げと設備投資等の計画を立てて申請し、交付決定後、計画どおりに設備投資等、事業場の稼働を確保したことが条件で、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業場・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場が最低賃金と労働時間等の規制が同一範囲内であること
- 期間、資金引き下げなどの不安定事由がないこと

以上の条件を満たした事業場は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事業場などの労働場がある）事業場ごとに申請いただけます。

申請期間と資金引き上げの期間

	申請期間	資金引き上げ期間	事業完了期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請期間中に適用される 令和8年度最低賃金決定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請期間中に適用される 令和8年度最低賃金決定 日の前日	令和8年1月31日

※ 第3期以降の募集を行う場合、別途案内にてお知らせいたします。

申請書の採択や申請書の提出状況を確認してください！

生産性向上の設備投資等と
事業場内最低賃金を30円以上引上げ

令和7年4月～令和8年1月末
420件
(令和6年度 227件)

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを促しませんか？

キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等^{※1}の基本給を定める賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に對して、助成を行う制度です。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1人あたり1名以上の労働者に対してです。
1名以下：申請対象ありの労働者1名、1名以上：100名

助成例 中小企業の有期雇用労働者のうち、A部門で働くパートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ
A部門 20人 6% Up

② 支給申請 → ③ 140万円支給 (70,000円×20人) 労働者

※1 有期雇用労働者、定期雇用労働者、労働時間等、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。
※2 賃金規定書、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も賃金規定の範疇とみなします。
※3 一部の有期雇用労働者の賃金を増やす場合など、その部分の賃金増額分は助成金の対象外となります。

キャリアアップ助成金について
申請書の採択状況を確認してください！

支給条件の詳細等については裏面へ

厚生労働省 労働時間短縮・年休促進支援コース

有期雇用労働者等の賃金規程を
3%以上増額改定

令和7年4月～令和8年1月末
47件
(令和6年度 39件)

働き方改革推進支援助成金

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、働き方改革の推進が有効に活用されています。このコースは、生産性向上と、労働時間短縮や年休促進の両面に向けた取組を支援し、取り組む中小企業を支援する旨を支援します。ぜひご活用ください。

取組別による助成金の活用事例

企業の課題	取組	効果
新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	労働時間を短縮するために設備・機械などを導入	新たな設備・設備を導入して使用するようになったこと、実際に労働時間が短縮し、労務管理の生産性が向上した。
経営・業務時間を手書きで管理しているが、管理上のミスが多い！	労働管理用機器や、ソフトウェアを導入	経営方法を台帳からICカードに切り替えたことで、経営・業務時間を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。
業務上の無駄な作業を削減したいが、何をすればいいかわからない！	外部の専門家によるコンサルティングを実施	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご確認ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する労働時間短縮・年休促進支援コース事務局 までお問い合わせください。

申請書の採択状況を確認している「申請マニュアル」や「申請書式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.labanet-portal.go.jp/>)

(2025.4)

労働時間短縮等に加え
3%以上賃金引上げを成果目標に

令和7年4月～令和8年1月末
127件
(令和6年度 146件)

【参考】令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R8当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】

拡充

※令和7年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース） 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

【554億円】

拡充

- ①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成

- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成

令和8年度当初予算案 21億円 (15億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上(※)	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

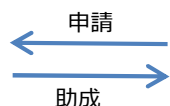
※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

第 72 回 中央最低賃金審議会、
第 1 回 目安制度の在り方に関する全員協議会

【抜粋資料】

目 次

- 第 72 回 中央最低賃金審議会【資料抜粋】

会議次第

目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

- 第 1 回 目安制度の在り方に関する全員協議会【資料抜粋】

会議次第

目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方（案）

最低賃金について（議論いただきたい事項に関する基礎資料集）

令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果踏まえた論点（案）

令和8年2月27日（金）15:00～
於 厚生労働省 専用第14会議室（12階）

第72回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 令和7年度中央最低賃金審議会について
- 2 目安制度の在り方について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No. 1 中央最低賃金審議会運営規程
資料 No. 2 中央最低賃金審議会委員名簿
資料 No. 3 目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

参考資料 No. 1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）

以上

目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）

目安制度の在り方については、平成7年4月28日の目安制度のあり方に関する全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行い、その見直しの際にランク区分について見直しを行うことが適当であるとされているところであり、令和5年4月の前回報告でもその旨とりまとめられたところである。

これを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、以下のように目安制度の在り方に関する検討を進めていくこととする。

1 検討すべきものとして考えられる事項

- (1) 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げについて
- (2) ランク区分について
- (3) 発効日について（※）
- (4) EU指令についての考え方について
- (5) その他労使の意見に基づくもの等

（※）発効日については、令和7年度地方最低賃金審議会における審議の結果、都道府県ごとに大きなバラつきが生じたことから、本審議結果に係る課題等を議論するために、今般、「検討すべきものとして考えられる事項」に含めるものである。

2 検討体制及び期間

(1) 検討体制

目安制度の在り方に関する全員協議会（仮称）で検討する。

(2) 検討期間

令和9年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進める。

令和8年2月27日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 専用第14会議室（12階）

第1回目安制度の在り方に関する全員協議会

< 議 事 次 第 >

- 1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方について
- 2 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料 No.1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方（案）
資料 No.2 最低賃金について
資料 No.3 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

参考資料 No.1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）

以上

目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方 (案)

令和8年2月 第72回中央最低賃金審議会

目安制度の在り方に関する全員協議会で検討すること
に合意の上、当該全員協議会へ検討付託

第1回目安制度の在り方に関する全員協議会

検討事項及び今後の進め方について

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

冬以降 目安制度の在り方に関する全員協議会

検討事項及び今後の進め方について

令和9年

〔 夏 中央最低賃金審議会
目安審議 〕

令和9年度中メド 取りまとめの実施

最低賃金について

本日も議論いただきたい事項に関する基礎資料集

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果
- 2 近隣県との競争意識について
- 3 発効日について
- 4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果

8月4日、中央最低賃金審議会において、2025年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
 目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会で審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。



6.3% (66円)

(目安時：6.0% (63円))

- 地方最低賃金審議会による上乘せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- 過去最高の引上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円：熊本県、17円：大分県、16円：秋田県、15円：岩手県・福島県・群馬県、14円：愛媛県・長崎県、13円：山形県、12円：青森県、10円：佐賀県)。

(参考) 地域別最低賃金 (全国加重平均) の引上げ額・率の推移

改定年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
引上げ額 (円)	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	66円
引上げ率 (%)	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.3%
改定額 (円)	798円	823円	848円	874円	901円 ⁷	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
	宮城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨城	1,074	6.9	69	+6	10/12
	栃木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
	三重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈良	1,051	6.6	65	+2	11/16

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日	
			率 【%】	額 【円】			
B 6.3% 63円	和歌山	1,045	6.6	65	+2	11/1	
	島根	1,033	7.4	71	+8	11/16	
	岡山	1,047	6.6	65	+2	12/1	
	広島	1,085	6.4	65	+2	11/1	
	山口	1,043	6.5	64	+1	10/16	
	徳島	1,046	6.7	66	+3	1/1	
	香川	1,036	6.8	66	+3	10/18	
	愛媛	1,033	8.1	77	+14	12/1	
	福岡	1,057	6.6	65	+2	11/16	
	C 6.7% 64円	青森	1,029	8.0	76	+12	11/21
		岩手	1,031	8.3	79	+15	12/1
		秋田	1,031	8.4	80	+16	3/31
		山形	1,032	8.1	77	+13	12/23
		鳥取	1,030	7.6	73	+9	10/4
高知		1,023	7.5	71	+7	12/1	
佐賀		1,030	7.7	74	+10	11/21	
長崎		1,031	8.2	78	+14	12/1	
熊本		1,034	8.6	82	+18	1/1	
大分		1,035	8.5	81	+17	1/1	
	宮崎	1,023	7.5	71	+7	11/16	
	鹿児島	1,026	7.7	73	+9	11/1	
	沖縄	1,023	7.5	71	+7	12/1	
	全国 加重平 均額	1,121	6.3	66			

(※1) 各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

(※2) 赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

2 近隣県との競争意識について

- 最低賃金法第9条第2項において、「最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素に基づく審議が原則である。
- 一方で近年、例えば都道府県知事が「最低賃金の動向は、近年、地域間の上積み競争が過熱するなど、制度の本質とかけ離れた実態がみられる」等と議会で発言するなど、近隣県や同じランク内での競争意識の下で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- 令和5年度の審議では、岩手県が早い段階で目安額通りの引上げで結審した結果、最終的に全国最下位となった。令和6年度は、岩手県は8月末日まで審議がずれ込み、早い段階で結審していた秋田県が最下位となった。令和7年度は、Cランク県を中心に、近隣の同ランク県の答申が出た後で審議を行うために、審議日程を後ろ倒しにする動きが一部で見られた。

<最下位の県と金額>

令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手県 (893円)	秋田県 (951円)	高知県、宮崎県、沖縄県 (1,023円)

3 発効日について

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

過去の目安全協での議論

平成27年5月25日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(抄)

2. 議論の経過

(3) 目安審議の在り方について

目安審議の時期について、10月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4月1日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。

ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

令和5年4月6日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(抄)

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知³⁰することが適当である。

3 発効日について

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

3 発効日について

令和7年度の地域別最低賃金の発効日

- 令和7年度は、例年以上に、地域別最低賃金の発効日に大きなバラつきが生じ、10月中の発効は20都道府県にとどまった（27府県は11月以降の発効）。
- 特に、令和8年1月以降に発効する県が6県（※）となり、うち2県は3月発効となった。
※秋田県(3/31)、福島県(1/1)、群馬県(3/1)、徳島県(1/1)、大分県(1/1)、熊本県(1/1)

発効日についての地方最低賃金審議会の要望

都道府県

地方最低賃金審議会 公益委員見解等（抜粋）

北海道	発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には、他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべき。
石川県	地域ごとに大幅に発効日が異なることにより、どのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかと指摘もあった。
大阪府	中央最低賃金審議会からの要望に応え昨年に引き続き労使で更なる議論を尽くしたが、現行制度の枠組のままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ一定の方針が示されるべきことを、あらためて確認。
奈良県	発効日については、どのあたりまでが現実的なのか不明。
広島県	発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） 労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)
所定内給与額 + 特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 + 超過労働給与額 + 特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)+超過実労働時間数(/月)で除し、

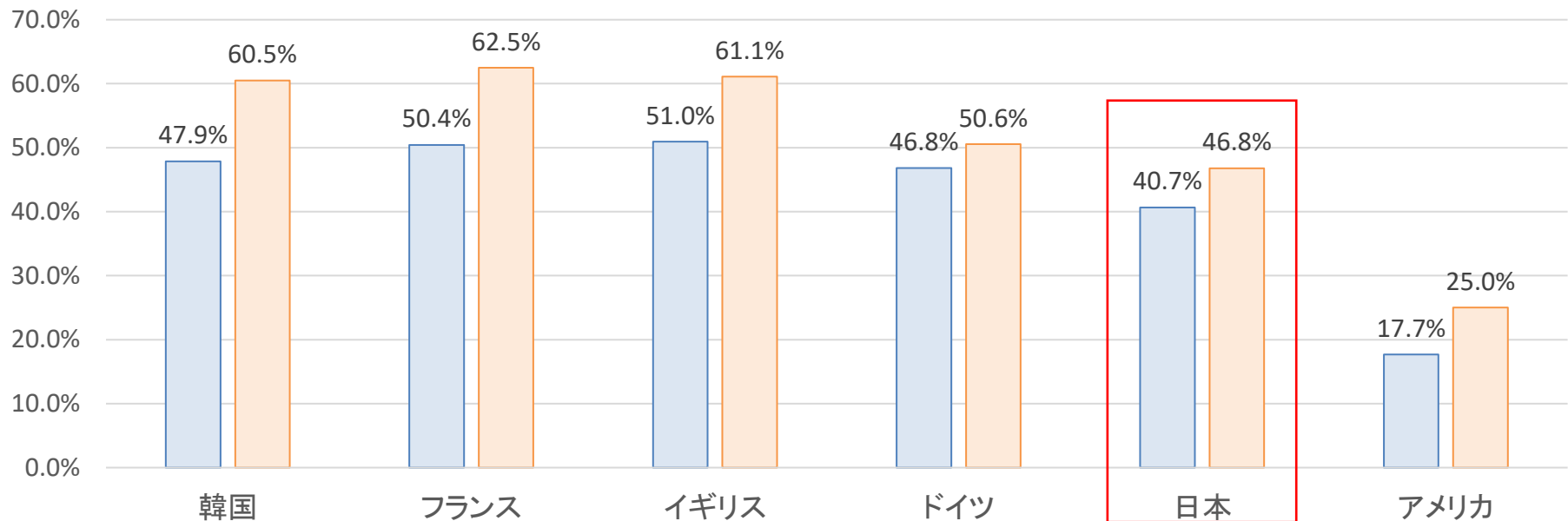
「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)+超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2024年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

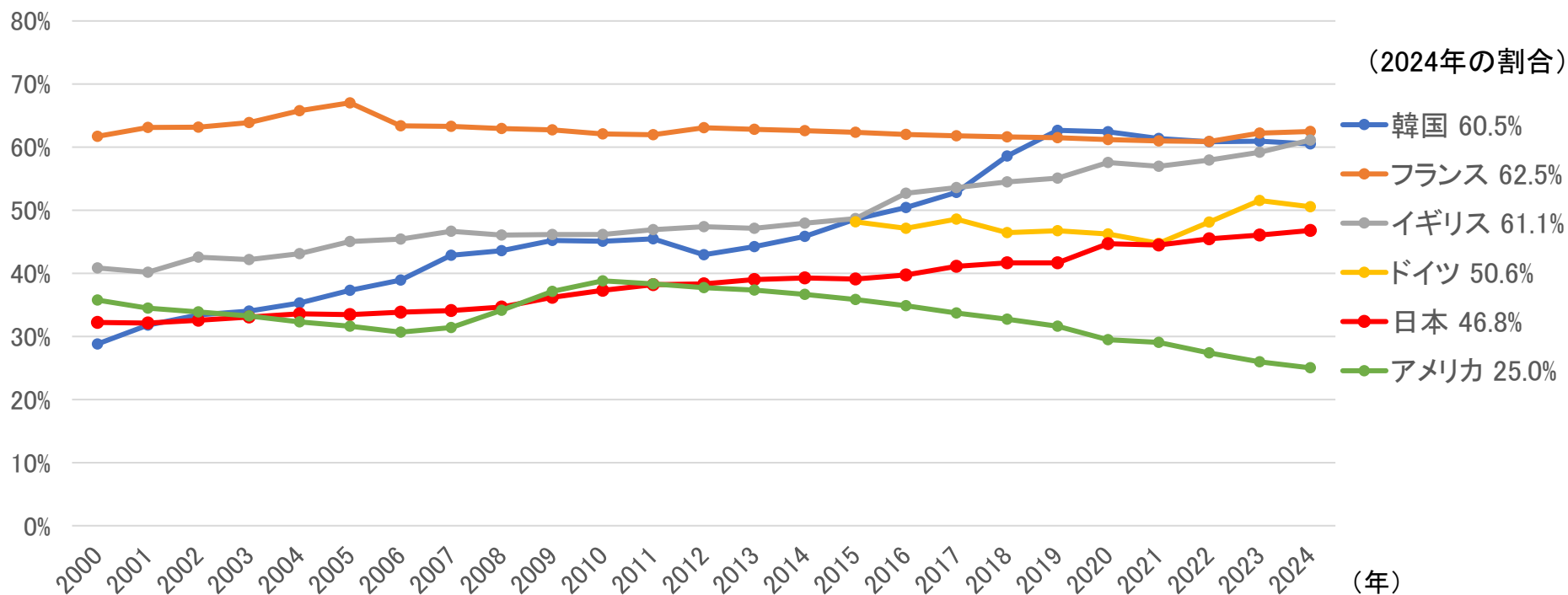
（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- （注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。
- （注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- （注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

(注3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） （参考）諸外国の最低賃金制度

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者 (訪問販売員などの一部)	○職業訓練を修了していない未成年者 (18歳未満) ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時 (開始から6か月) 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○年齢と契約経過年数により22～73%減	—	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者 (雇い始めから90日間は4.25ドル) ○障害者 (連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要) ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者 (修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く)； 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
(参考)最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.02ユーロ ※2026年1月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効 37	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

今年度の審議結果を踏まえて、以下の点について議論してはどうか。

■ 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について

- 令和7年度地方最低賃金審議会の審議に関し、近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによって目安を大幅に上回る高い引上げが行われたのではないか等の疑義がメディア等から呈されていることについて、どのように考えるか。
- 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ ランク制度の在り方について

- 現状のランク区分についてどのように考えるか。

■ 発効日について

- 令和7年度は11月以降の発効が27府県と過半数となり、令和7年10月1日～令和8年3月31日まで発効日に大きなバラつきが生じたことについてどのように考えるか。
- 発効日の「合理的な範囲」はあり得るか。あり得るとした場合、その考え方について。
- 来年度の中央・地方最低賃金審議会の調査審議に際してどのような対応が望ましいか。

■ EU指令について

- EU指令の取扱いについてどのように考えるか。

■ その他